

第1回 国土強靱化推進会議 議事概要

日時：令和5年7月20日（木）10:00～11:30
場所：TKP 新橋カンファレンスセンター（ホール15E）

【出席者】

委員：小林議長、浅野委員、磯打委員、臼田委員、大串委員、鋤田委員、河野委員、近藤委員、阪本委員、戸田委員、中嶋委員、中村委員、福和委員、藤沢委員、屋井委員
政府側：谷大臣、森室長代理、岡村次長、深井審議官、五味審議官、奥田参事官、堂園参事官、村川参事官、鮫島企画官、高木企画官、堤企画官

【議事次第】

議事

- (1) 国土強靱化基本計画（案）について
- (2) 国土強靱化年次計画 2023（案）について
- (3) 国土強靱化基本法の附則について

【意見交換の概要】

- (1) 国土強靱化基本計画（案）について**
- (2) 国土強靱化年次計画 2023（案）について**

（中村委員）

- ・資料3-6（基本計画（案））のP7「ネイチャーポジティブ」の記載について、災害の復興工事の際にネイチャーポジティブの観点を取り入れられるよう検討してほしい。胆振東部地震の復興工事で作られた大きな砂防ダムは殆どが不透過型であり透過型が少ないため、河川の生態系が分断されてしまっている。

（大串委員）

- ・近年は、山地の上の方まで太陽光発電施設が設置されるようになっており、改善命令を行っても改善に至らないケースがみられる。災害につながることもあるため、こうした施設の除却は重要である。

（浅野委員）

- ・復興においては、ハード面での整備だけでなく、地域への愛着が途切れないようにするための様々なソフト面での取組も必要。住民の集会所の整備やイベントの開催等は重要だが、なかなかソフト面に対する予算がつかない。住民が参画できないまま復興プロセスが進み、結局、人が戻らないということが繰り返されている。
- ・早期復興のためには、平時の生活状況を改善することが必要であり、貧困率や賃金格差、要配慮者の就労環境等に関連する指標も今後必要。

(戸田委員)

- ・ 5か年加速化対策を継続的な取組にしていくことが大きな課題。基本法改正により、実施中期計画が位置付けられたが、5か年加速化対策終了後に実施中期計画に移行していくということか。

(事務局回答)

- ・ 5か年加速化対策や3か年緊急対策も実施計画だが、法律に基づかないものであり、継続性は担保されていなかった。改正法により、継ぎ目なく実施中期計画を立てることが位置付けられた。なお、実施中期計画の案を作成する際は、国土強靱化推進会議の意見を聞かなければならないとされていることから、委員のご意見を伺いながら議論を深めていきたい。

(屋井委員)

- ・ 学会や団体に、自分たちは国土強靱化に関係があるのだということを表明してもらった上で意見を出してもらうことで、より多くの者が関わりを持つことができるようになるのではないか。
- ・ 資料3-6(基本計画(案))P30に、「国土強靱化は、言わば国のリスクマネジメント」との記載があるが、リスクマネジメントはプロセスであり、国土強靱化そのものはリスクマネジメントとイコールではないので、誤解のないように説明していくことが必要。

(近藤委員)

- ・ エネルギー分野において、カーボンリサイクル燃料が位置付けられているが、植物性の廃油等のカーボンフリー燃料についても重要。
- ・ EV等、モビリティ自体がエネルギーの供給源となっており、避難所における非常用電源として各々のモビリティを活用することも可能になっており、脱炭素社会の形成の観点も含めると「適応と緩和」の両立となるため織り込みをお願いしたい。

(阪本委員)

- ・ パブリックコメントでのコメント数がさほど多くないことが非常に印象的。国土強靱化の新しいポスターもうまく活用し、国土強靱化の考えに加え、基本計画そのものにも関心を持ってもらうことが重要。国として何をするかだけでなく、地域住民の参画を促進するという取組みも必要であり、今後議論していきたい。

(小林議長)

- ・ 「国土強靱化基本計画(案)」については、これまでレジリエンス懇談会として委員の皆様のご意見を聴取し取りまとめを行ってきたところでもあり、「国土強靱化年次計画2023(案)」とあわせて、国土強靱化推進会議として了承させていただきたい。

【異議なく、これらの案について了承された。】

(3) 国土強靱化基本法の附則について

(小林議長)

- ・事務局から説明のあった「資料5」に「重要業績評価指標（KPI）」について記載があるので、少々言及しておきたい。評価の在り方を検討する上で、KPI は一つの手段として重要なもの。このため、本日審議した年次計画においても、123 対策ごとに各々の KPI が明記され、毎年公表されている。しかし、「「施策の実施状況の評価」の在り方を検討する」となると、KPI 指標は限定されたものであり、KPI のみに偏重して行うべきではなく、効果の発現状況など、それ以外で表現される要素も加えながら、総合的に評価していくべきものとする。この点を各省庁には良く認識をいただき、代表的なものをピックアップするなどして、我々専門家にとっても合理的で理解しやすく、また国民にとっても分かりやすい説明に努めていただきたい。事務局には、専門性の異なる各委員ごとに、担当分野における説明を分けて行うなど、具体的な進め方について、次回第2回会議において論点整理の上、案を示していただきたい。

(以上)